### 社会福祉法人ニコニコハウス 利用者の虐待防止に関する指針

# 基本的考え方

利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、厳に慎みます。障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法、児童虐待防止法に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、ニコニコハウスの全ての職員は本指針に従い、業務にあたります。

## 虐待の定義

#### (1)身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度,無視,嫌がらせ等によって利用者に精神的,情緒的な苦痛を与えること。

(4)性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

#### 虐待防止のための組織体制

次の取組みを継続的に実施し、虐待防止のための体制を維持・強化する。

- ●苦情・権利擁護委員会の設置・運営
- ・当法人において虐待防止を徹底する取組み等の確認・改善に関する検討を、苦情・権 利擁護委員会にておこなう。
  - ・この苦情・権利擁護委員会は、事業部門を横断して法人内に1つ設置・運営する。
- ●苦情・権利擁護委員会の構成員
  - ・苦情・権利擁護委員会は、当法人の権利擁護担当役員および各事業所より管理者もし

くは担当者を1名以上選任して構成する。

- ●苦情・権利擁護委員会の開催
- ・苦情・権利擁護委員会は、年2回以上開催することとし、虐待防止に関する取組みの確認・改善等を検討する。
- ●苦情・権利擁護委員会における検討事項
  - ・苦情・権利擁護委員会その他事業所内の組織に関すること
  - ・虐待防止のための指針の整備に関すること
  - ・虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という)について、職員が相談・報告 できる体制整備に関すること
- ・従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ・虐待等が発生した場合, その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
  - ・前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

### 虐待等が発生した場合の対応に関する基本方針

- ・虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除 去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を 問わず、厳正に対処する。
- ・緊急性の高い事案の場合は,市町村及び警察等の協力を仰ぎ,被虐待者の権利と生命の 保全を最優先する。

#### 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- ・利用者,利用者家族,職員等から虐待の通報を受けた場合は,本指針に従って対応する。
- ・利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- ・事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- ・事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員 は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ・事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は,速やかに運営委員会を開催 し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

- ・必要に応じて、事実を公表し、利用者家族、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- ・虐待が発生した場合の対応については、関係法令および行政からの通知に従って対応する。

### 虐待防止のための職員研修

職員に対して、虐待の防止と人権を尊重した利用者への対応を徹底するため、職員教育 を実施する。

- (1) 定期的な教育・研修の実施(行政等他機関による研修を含む。)
- (2) 新任者に対する虐待防止のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

### 利用者等に対する当該指針の閲覧

当法人の利用者の虐待防止に関する指針は、利用者及び家族等が自由に閲覧できるよう、ホームページ等で公表する。